

令和4年3月11日

任意継続被保険者制度ご加入者様

富士フイルムグループ健康保険組合

## よくあるご質問

### (新年度(令和4年4月～)健康保険料・介護保険料の納付について)

令和4年3月11日付で任意継続被保険者の皆さまへ送付した「新年度 保険料納付案内」の内容について、よくあるご質問とその回答をまとめましたので、ご参照ください。

※送付した案内に記載の手続き一覧表A～Dに区分して掲載しています。

#### A. 新年度も任継加入の継続をご希望される方

Q. 健保の保険料納付書は、どこで使えますか？

A. 下記を参照し健保口座へお振込みください。

健保口座【横浜銀行 大雄山(ダイユウザン)支店 普通 0000764】

- 銀行窓口・・・送付した保険料納付書をそのままご使用いただけます。  
納付書1枚ごとに振込手数料がかかりますので、複数枚分まとめて納付する場合は、銀行指定の振込用紙に合算金額を記入してお振込みください。
- 郵便局窓口・・・郵便局専用振込用紙にご自身で金額や振込先等を記入してください。
- ATM・・・ご自身で金額や振込先等を入力してください。(※)
- ネットバンキング・・・ご使用いただけます。(振込方法は各社サイトにてご確認ください)(※)

※ATM・ネットバンキングから振り込む場合、可能な方は振込人氏名のあとに保険証の記号-番号(9990-\*\*\*\*\*)を入力してください。(入力できない場合は振込人氏名のみで結構です)

Q. 数か月分まとめて納付しても良いですか？

A. 問題ございません。

銀行窓口・郵便局窓口で納付する場合は、銀行・郵便局指定の振込用紙に合算金額を記入してお振込みください。

ATM・ネットバンキングから納付する場合は、合算金額を入力してお振込みください。

Q. 保険料を前納した期間に「就職」した場合、保険料はどうなるのですか？

A. 就職先の新しい健康保険に加入した月以降の保険料は、資格喪失手続き後に還付いたします。

Q. 何種類も納付書が入っていて、よく分かりません。

A. 通年前納・半期前納・毎月払いの全3種の納付書を送付しており、それぞれの納付書には納付期限が記載されています。(納付期限 ○年△月×日限り と記載されています)

①納付期限が10日(10日が休日の場合は翌営業日)の納付書は「毎月払い用」です。

②納付期限が3月31日または9月30日の納付書は、「通年前納」又は「半期ごと前納」の納付書です。

Q. 納付書の「納付期限」に『○月×日限り』とあるが、その日に振込するのですか？

A. 『○月×日までに』という意味ですので、その日より前の振込で問題ございません。

ただし、毎月払いを選択した場合の4月分保険料は、4月1日～4月11日の間に振込してください。

※手続きの関係上、ご協力をお願いいたします。

Q. 4月末で任継満了となりますが、4月分の納付書が2枚届きました。なぜですか？

A. 納付方法の異なる納付書を送付しています。納付期限の早い方は「前納」扱いとなり割引された保険料となります。納付期限・保険料、いずれかご都合の良い方を選択してください。

## **B. 新年度は任継継続をご希望されない方**

### **(2年満了を待たずに脱退し、国民健康保険加入・家族の健康保険の被扶養者になりたい)**

Q. 保険証を早く返却すれば、資格喪失証明書もすぐに発行してもらえますか？

A. 資格喪失証明書は、資格喪失日より前に発行できません。

最速で資格喪失証明書の発送希望の場合は、下記の期日までに健保発行の保険証(該当の方はその他健保発行の証各種)を健保に返却してください。

①「脱退申出書」を提出して令和4年4月1日付で任継資格を喪失する場合  
令和4年3月31日(木)までに返却してください。

②「脱退申出書」は提出せず令和4年4月12日付で任継資格を喪失する場合  
令和4年4月8日(金)までに返却してください。

## C. ご就職された（される）方

Q. 就職先の保険証がまだ届かないので、任継の保険証を使っても良いですか？

A. 就職日以降は任継の保険証を使用できません。

## D. 特例退職被保険者制度（特退）へ切り替えを希望される方

（すでに特退加入要件を満たしているため、2年満了を待たずに新年度から特退へ切り替えたい方）

Q. すでに特退加入要件を満たしていますが、すぐに特退に切り替えないといけませんか？

A. 任継の2年満了からでも特退にご加入いただけます。

任継満了3か月前の20日頃に、特退への切り替えを含めたご案内をご自宅に送付しますので、その案内を確認いただいた後に特退加入をお申し込みください。

Q. 特退保険料はどうやって支払うのですか？

A. 特退加入時にご指定いただいた口座から毎月自動引落としとなります。

Q. 就職して他の健康保険に加入した場合、退職後は特退に加入できますか？

A. 特退加入要件を満たしている場合はご加入いただけます。

ただし、申請期限がございますので、退職後に特退加入をお考えの場合はお早めに健保にお問い合わせください。※弊健保HPにも詳細を掲載しております。

Q. 新年度（令和4年4月以降）の途中で特退に切り替えることはできますか？

（年度の途中で年金受給年齢に達することで特退に切り替えをご検討されているなど）

A. 可能です。

その場合は、任継を脱退（資格喪失）してからの切り替えとなります。

保険料納付状況や申請のタイミングによって適切な脱退方法をご案内しますので、まずは健保に任継を脱退して特退切り替え希望の旨、お電話にてご相談ください。

Q. 任継満了時には老齢厚生年金の受給年齢に達していません。その場合はどうするのですか？

A. 任継満了後は、国民健康保険等他の健康保険に加入してください。

老齢厚生年金の受給年齢に達して受給手続き（請求手続き）をしてから加入できます。

受給手続きの2～3ヶ月後に「年金証書」が届きますが、その証書に記載の受理日から3ヶ月以内に  
ご申請いただく必要がございます。※申請希望の方はご自身でお早めに健保までご連絡ください。

Q. 特退に加入したほうが保険料は安くなりますか？

A. 安くなる方も、高くなる方も、変わらない方もいらっしゃいます。

現在の運用では、任継保険料は本人の退職時標準報酬月額に基づいて算出された保険料が2年満了まで据え置きとなります。（年度ごとに見直される料率変更に伴い多少変動する可能性がございます）

一方、特退は個人の年収に関わらず、皆様一律の標準報酬月額に基づいて保険料を算出します。

そのため、任継加入時（退職時）の標準報酬月額が特退標準報酬月額（令和4年度：320千円）を下回る方は特退加入で保険料が増額し、反対に任継加入時の標準報酬月額が特退標準報酬月額を上回る場合は特退加入で保険料が減額します。

**!** ご自身の任継と特退の保険料の比較方法

今回お送りしました保険料納付書のうち、「納付期限 令和4年4月11日限り」と書かれている納付書の「納付金額 合計」記載の保険料月額と、特退保険料月額を比較する。

参照：令和4年度 特退保険料（保険料は年度ごとに変動する可能性があります）

健康保険料 28,160 円

介護保険料 5,632 円

※介護保険料は40～64歳の加入者がいる場合に一律5,632円を健保が徴収し、  
国に納めています。